

安 全 デ 一 タ シ 一 ト (SDS)

作成
最終改訂 1997年6月17日
2023年3月27日

1.【化学物質等及び会社情報】

製品

| | |
|-------|------------------------------------|
| 製品の名称 | アルタンハンドソープ |
| 供給者情報 | |
| 会社名 | アルタン株式会社 |
| 住所 | 東京都大田区東糀谷3-11-10 マーケティング室 開発企画課 |
| 電話番号 | 03-3743-5705 |
| FAX番号 | 03-3743-5706 |
| 緊急連絡先 | 同上 |

2.【危険有害性の要約】

GHS分類

健康に対する有害性

| | |
|----------|------|
| 生殖細胞変異原性 | 区分1B |
| 生殖毒性 | 区分1A |

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、
上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報

遺伝性疾患のおそれ

生殖機能または胎児への悪影響のおそれ

注意書き 【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【救急処置】

漏洩の場合には、速やかに適切な方法で回収すること。

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分の悪い状態が続く場合には医師の診察を受けること。

飲み込んだ場合 無理して吐かせず、口の中を水ですすぐこと。
直ちに医師の診察を受けること。

眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に
外せる場合には外して洗うこと。その後も洗浄を続けること。

皮膚(又は毛髪)に付着した場合 多量に付着した場合には接触部を多量の水で充分に洗浄すること。
曝露またはその懸念がある場合 医師の診断、手当を受けること。

目の刺激が持続する場合 医師の診断、手当を受けること。

【保管】

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物／容器は関連法規ならびに地方自治体の基準に従って
廃棄すること。

3.【組成・成分情報】

单一製品・混合物の区別

混合物

成分及び含有量

| 化学名 | 含有量(wt%) | CAS No. | 化審法番号 | 労働安全衛生法 | PRTR法 |
|----------------|----------|-----------|--------|---------|-------|
| 水 | 50%以上 | 7732-18-5 | - | 通知対象外物質 | 非該当 |
| エタノール | 1.0%未満 | 64-17-5 | 2-202 | 通知対象物質 | 非該当 |
| イソプロピルメチルフェノール | 0.1 | 3228-02-2 | 3-521 | 通知対象外物質 | 非該当* |
| エデト酸塩 | 0.3 | 6381-92-6 | 既存 | 通知対象外物質 | 非該当* |
| プロピレングリコール | 非公開 | 57-55-6 | 2-234 | 通知対象外物質 | 非該当 |
| パラベン | 1.0%未満 | 99-76-3 | 既存 | 通知対象外物質 | 非該当 |
| 安息香酸ナトリウム | 1.0%未満 | 532-32-1 | 3-1272 | 通知対象外物質 | 非該当 |
| その他 | 非公開 | 既存 | 既存 | 通知対象外物質 | 非該当 |

*…含有量が1.0%未満のため同法に該当しない。

4.【応急処置】

| | |
|-----------|---|
| 目に入った場合 | 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して いて容易に外せる場合には外して洗浄を続けること。その後も洗 浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当を受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | 多量に付着した場合には接触部を多量の水で十分に洗浄すること。 |
| 飲み込んだ場合 | 無理に吐かせないで、口の中を水ですぐだけにすること。 直ちに医師の診察を受けること。 |

5.【火災時の措置】

| | |
|-------------|--|
| 消火剤 | 基本的には引火しない。周辺火災の場合には全ての消火剤が 使用可能。 |
| 使ってはならない消火剤 | 無し |
| 消火方法 | 周辺火災の場合、可能であれば容器を安全な場所に移す。 容器を移動できない場合には、延焼のおそれのないように、 水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却を行う。 消火作業は風上から行い、必要に応じて適切な保護具を着用 する。 |

6.【漏出時の措置】

| | |
|------------|---|
| 人体に対する注意事項 | 直ちに適切な距離を漏洩区域として隔離し、関係者以外の立ち 入りを禁止する。作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚へ の接触やガスの吸入を避ける。 |
| 環境に対する注意事項 | 土砂、土のう等で周囲への拡散を防止する。漏出物を直接河川 や下水に流してはいけない。 |
| 回収、中和 | 少量の場合は乾燥土、砂等で吸収し、密閉できる空容器に回収 する。多量の場合は盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に 導いて回収する。回収したものは、都道府県知事の許可を受け た専門の廃棄物処理業者に委託処理する。 |

7.【取り扱い及び保管上の注意】

| | |
|-----------|--|
| 取扱い | 水を50%以上含有しているので、引火はしにくい。 吸入の恐れがある場合には適切な保護具を着用すること。 粘膜又は衣類に触れたり、目に入らないようにする。 |
| 局所排気・全体排気 | 揮発性が低いので排気の必要性は低いが、排気する場合には防爆 タイプの局所排気装置を用いる。 |
| 安全取扱い注意事項 | 容器は手荒な扱いをせず、内容物の漏洩を防止する。 |
| 保管 | 容器は密閉して、保管すること。 直射日光の当たらない、常温常湿下で保管すること。 |
| 容器包装材料 | 樹脂製容器(ポリ容器等) |

8.【暴露防止及び保護措置】

| | | |
|------|--------------|------|
| 管理濃度 | エタノール100%の場合 | 設定なし |
|------|--------------|------|

| | | | | |
|------------|-----------------------|-------|------|------------------|
| 許容濃度 | エタノール100%の場合 | ACGIH | STEL | 1,000ppm(2009年版) |
| 設備対策 | 防爆の設備・換気・照明機器を使用すること。 | | | |
| 保護具・呼吸器の保護 | 有機ガス用防毒マスク、送気マスク | | | |
| 目の保護 | 保護眼鏡、ゴーグル | | | |
| 皮膚・身体の保護 | 長靴、前掛け、耐溶剤製手袋 | | | |

9.【物理的及び化学的性質】

| | |
|-----|-----------------|
| 状態 | 粘調液体 |
| 色調 | 緑色～淡緑色 |
| 溶解性 | 水に任意の割合で混合 |
| 比重 | 1.01～1.03(25°C) |
| pH | 9.0～10.0(25°C) |

10.【安定性及び反応性】

| | |
|-----------|-----------------------|
| 安定性 | 通常の取扱い条件では安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | 水を50%以上含有しているので燃えにくい。 |
| 避けるべき条件 | 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源。 |
| 混触危険物質 | 熱、火花、裸火、高温のもの |

11.【有害性情報】 エタノール100%の場合

| | |
|-----------------|--|
| 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 | 眼刺激(区分2B) |
| 生殖毒性 | 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ(区分1A) |
| 特定標的臓器・全身毒性 | 気道刺激性、麻酔作用(区分3) 長期又は反復暴露による肝臓の障害(区分1) 長期又は反復暴露による中枢神経系の障害(区分2) |
| | |
| | |

12.【環境影響情報】

データなし

13.【廃棄上の注意】

| | |
|----------|---|
| 残余廃棄物 | 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄すること。都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。 |
| 汚染容器及び包装 | 容器は洗浄し、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 |

14.【輸送上の注意】

| | |
|--------|-----|
| 陸上規制情報 | 非該当 |
| 海上規制情報 | 非該当 |
| 航空規制情報 | 非該当 |

15.【適用法令】

| | |
|---------------|---|
| 化学物質排出把握管理促進法 | 第一種指定化学物質を含むが、含有量が1.0%未満のため同法に該当しない。 |
| 航空法 | 引火性液体(エタノール) |
| 労働安全衛生法 | 施行令 別表第1 危険物 4.引火性の物(エタノール) 施行令 別表第9 名称等を通知すべき有害物(エタノール) |
| 医薬品医療機器等法 | 医薬部外品 |

16.【その他の情報】

記載内容の問い合わせ先

| | |
|-------|------------------------------|
| 住所 | アルタン株式会社 東京都大田区東糀谷3-11-10 |
| 担当部門 | マーケティング室 |
| 電話番号 | 03-3743-5705 |
| FAX番号 | 03-3743-5706 |

改訂履歴

作成

1997年6月17日

| | |
|------|-------------|
| 改訂 | 2006年11月13日 |
| 改訂 | 2012年9月18日 |
| 改訂 | 2016年2月19日 |
| 改訂 | 2018年3月7日 |
| 改訂 | 2022年4月8日 |
| 最終改訂 | 2023年3月27日 |

注意

- ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
- ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
- ・注意事項は通常の取扱いを対象としたものですが、特別な取扱いをする場合には、新たな用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
- ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。
- ・ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申しあげます。